

平成 19 年 9 月 21 日

第 27 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. ダイムロン

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

平成 15 年 7 月 1 日に厚生労働大臣より、清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について意見聴取がなされた。

その後、平成 19 年 8 月 6 日に魚介類に対する残留農薬基準設定に係る追加の意見聴取がなされ、第 14 回総合評価第二部会において A D I が決定した。

(3) 評価の概要

ダイムロン投与による影響は、主に体重増加量及び肝臓に認められた。

発がん性、催奇形性、生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 30.6 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.3 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。

2. テブフェノジド

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成 19 年 3 月 5 日に厚生労働大臣より意見聴取がなされ、第 8 回確認評価第一部会において A D I が決定した。

その後、平成 19 年 8 月 6 日に魚介類に対する残留農薬基準設定に係る追加の意見聴取がなされた。

(3) 評価の概要

テブフェノジド投与による影響は、主に肝臓及び脾臓に認められた。

発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた 2 世代繁殖試験の 1.6 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.016 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)とした。

3. ピリダリル

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請 (ばれいしょ及びリーフレタス等) があり、

平成19年7月10日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。

なお、本剤はこれまでに二度、食品安全委員会において評価されている。

(3) 評価の概要

ピリダリル投与による影響は主に肝臓、肺及び副腎に認められた。

発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値はラットを用いた2世代繁殖試験の2.80 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.028 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。